

豊中市要保護及び準要保護児童・生徒医療費援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「令」という。）、要保護および準要保護児童生徒医療費補助金の取扱いについて（昭和33年11月15日文体保第142号）及び豊中市就学援助費支給要綱（平成10年4月1日制定。以下「支給要綱」という。）の定めるもののほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う医療費援助（以下「医療費援助」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、令及び支給要綱の定めるところによる。

(医療費援助の方法)

第3条 医療費の援助は、教育委員会が、各月ごとに発行する医療に係る現物給付券（以下「医療券」という。）を医療費援助の対象者に交付することにより行うものとする。

2 前項の規定により行う医療費援助の額は、次のとおりとする。

- (1) 要保護者 医療費の全額に相当する額
- (2) 準要保護者（支給要綱の規定による就学援助の対象者（要保護者を除く。）をいう。以下同じ） 医療費の全額から社会保険等の給付を受ける額を控除した額に相当する額（健康保険法の規定に基づく一部負担額に相当する額）

(医療券の交付申込み等)

第4条 医療券の交付を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、医療券を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、申込者に交付するものとする。

3 前2項の規定による医療券の交付は、原則として第1項の規定による申込みがあった日の属する月の翌月分までを対象とするものとする。

4 交付を受けようとする月分の医療券に係る第1項の規定による申込書の提出は、当該月の属する年度の翌年度の4月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合にあっては、これらの日の前日）までに行わなければならない。

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、前各項の規定によるもののほか、医療費援助の対象者以外の者のうち、次に掲げる者を準要保護者とみなして医療券の交付を決定し、当該者に医療券を交付することができる。この場合における医療券の交付の対象となる月については、前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

- (1) 医療券の交付を受けようとする月の属する年度の前年度に要保護者又は準要保護者であった者
- (2) 医療券の交付を受けようとする月の属する年度に要保護者でなくなった者

6 教育委員会は、医療費援助の対象者が、同一の年度内に同一の保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）において医療券の対象となる治療等を2月以上の期間継続して受

けることとなる場合にあつては、第3条第1項の規定にかかわらず、2月目以後の月分の医療券を、当該医療機関等に直接交付することができる。

7 医療券の交付を受けた者は、交付を受けた日の属する月の末日までに医療券を利用しなかったとき及び次に掲げる事由により医療券の利用ができなかったときは、当該医療券を教育委員会に返還しなければならない。

- (1) 医療機関等の診断等が、医療費援助の対象となる疾病に該当しなかったとき。
- (2) 医療機関等が医療券を取り扱わないとき。
- (3) 医療機関等による治療等を受けた後に当該治療等に係る医療券の交付申込みを行い、教育委員会が特に必要と認めて当該受診済の治療等に係る医療券（以下「事後交付医療券」という。）を交付した場合であつて、当該医療機関等が事後交付医療券を取り扱わないとき。

（医療機関等）

第5条 医療券を取り扱おうとする医療機関等の代表者は、別に定めるところにより、あらかじめ教育委員会に口座振込依頼書を提出しなければならない。

2 医療機関等は、医療券に係る医療費の請求をしようとするときは、医療券に当該月の請求額その他の必要な事項を記入し、代表者印を押印の上、教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定による請求に要する費用は、医療機関等の負担とする。

4 教育委員会は、第2項の規定による請求を受けたときは、口座振込の方法により医療費の支払いを行うものとする。

5 前項の規定による支払いは、毎月10日までに教育委員会が受領した請求分について当該月の翌月の末日までに行うものとする。

（交付決定の取消し及び医療費の返還）

第6条 教育委員会は、医療券の交付の決定を受けた者が、要保護者又は準要保護者の資格を喪失したとき（第4条第5項の規定により準要保護者とみなされて医療券の交付の決定を受けた者が、当該医療券を利用したときに準要保護者の資格を満たしていなかった場合を含む。）は、当該交付の決定を取り消すことができる。

2 教育委員会は前項の規定により医療券の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に医療費の支払いがされているときは、当該医療費に係る医療券の交付の決定を受けた者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（細目）

第7条 前各条に定めるもののほか、医療費援助について必要な事項は、教育長が別に定める

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）2月22日から実施し、平成24年（2012年）4月1日から適用する。